

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 中嶋 博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1984年9月25日発行
第16巻 第9号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 16 No. 9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデン所感

—森と湖・シェルター—

Impression of Sweden

常務理事 事務局長 竹市 知弘
Managing Director, Tomohiro Takeichi

森と湖の国、福祉立国といわれるスウェーデンを訪れたのは今から15年前の昭和44年(1969年)の秋の気配を感じる9月中頃であった。湖と木立にかこまれたストックホルムの景色は薄い乳色のヴェールにおおわれているような印象を受けた。

また、話に聞いていたシェルターを日本を出発する前に、人伝てに見学を申込み、許可をとってもらっていたので予定通り見る機会を得た。幾重にも屈折した通路があり、二、三層の構造で、くぎりは厚い鉄板でしきられていた。空気の浄化器も完備しており、食糧、水も二千人分は確保されているとのことであった。場所はストックホルムの中心の丘陵を利用して作られていた。近くには湖と音楽堂もあり大小のヨットが浮かんでいたが、この種のシェルターは全国各地に配備されているとのことであった。

近年その管理について問題が生じ、駐車場等の設置されているものもあるという説明があった。原爆問題を机上の問題としてではなく、現実の最大の危懼の問題として採りあげ、対処しているスウェーデンの施策には深く考えさせられるものがあった。また、国民も他の国で起きている問題としてではなく、身近かに起きるかもしれない問題として把らえて考へているとの説明に、被爆を体

験した日本人としては共通なものがあるのではないかと思った。

また、湖水の汚染公害も出はじめ、その対策も今後の重要な課題とされており、森林の乱伐等も自然環境破壊を生じ、これら自然保護の問題も日本と同じように苦慮していると聞いて、その対策、処理に大に関心をいただいたことであった。

とりわけ冬季の長い厳寒の気象条件下にあって、これを克服しながら福祉立国を目指し、たゆまぬ努力で世界最高の高福祉国を築きあげて来たスウェーデンの今日までの道程は、今後の日本の在り方に多くの参考になる問題をもっているのではないかと思うのである。

15年前のスウェーデン訪問を思いおこし、今日の日本をみる時、スウェーデン社会研究所の使命の重大さを痛感するのである。

目次

スウェーデン所感—森と湖・シェルター—	
……………竹市 知弘…	1
非武装抵抗について……………小野寺 信…	2
(講演会) 今日のスウェーデン	
ゾーレン・ヘッグロツ氏…	4
(ニュース) T・フセーン教授ご夫妻歓迎午餐会…	4
S I Pニュース……………	4

非武装抵抗について

Civilmotstånd

顧問 小野 寺 信

Adviser Makoto Onodera

(一) 前言

1972年のスウェーデン国会は、総合防衛政策の目的を次の通り決議決定している。

1 総合防衛—軍事防衛、民間防衛、経済防衛、心理防衛—は全スウェーデン国民の一大事であって、武装に耐える男子の一般兵役義務制に基いて徴募組織された国民の献身的サービスを基盤とする。すなわち、総合防衛は、わが民族の独立と自由を護らんとするわれわれの意志の表現に外ならない。

2 総合防衛は戦争に備えるが、その目的とするところは平和維持に外ならない。したがって攻者がスウェーデン攻撃には、攻撃によって得る利益と、攻撃のために費す戦力、資材および時間とを比較すれば収支相償わないことを予め覚るだけの、戦力と組織と準備を持つことが必要になる。

総合防衛は、迅速に戦備を高め、かつ全力を展開する能力を持たなければならない。

3 外国間の戦争でスウェーデンが中立の立場にある場合には、総合防衛は領土（海）の侵犯を撃退しなければならない（以下この項省略）

4 上陸防衛は、総力防衛の最重要任務である。敵の攻撃を受けた場合は、防衛軍はこれを迎撃し、なるべく長くスウェーデンの国土に足場を印せしめないように防戦しなければならない。国土の如何なる部分においても頑強に抵抗し、必要の場合には、自由戦争の形式によるものとする。

（以下省略）

要するにスウェーデンの国土防衛は、国民参加の徹底抗戦主義であると云うことが出来る。然るところ、1970年代から非武装抵抗が取上げられ、武装抵抗と共にその価値について論ぜられるようになった。時恰もオイルショックによる経済悪化に伴う軍事費を含む国の財政難が問題化するようになったのと奇しくも機を一にしている。

しかし、1970年の防衛調査会はその主答申書

（SOU 1972：4）において非武装抵抗は、十分頼みになるスウェーデン軍事防衛の選択肢にはなり得ないとの判定を下している。だがこれに対し、攻者に占領された地域内においては、一つの抵抗手段としての役割を演じ、正規軍を補足することが出来るとの附帯意見が添えられ、そこでイギリスの専門家アダム・ロバーツ博士に依頼して非武装抵抗の前提条件を調査することになり、ロバーツ博士は1975年秋『非武装抵抗の技術』と題する報告書を提出した。

同博士は先に『総合防衛と非武装抵抗』の書一を著し、非武装抵抗の戦略、戦術およびスウェーデン防衛における可能な役割について詳しく説明している。以下これ等の文献を利用して非武装抵抗の輪廓を画く心算である。

(二) 非武装抵抗に果すべき任務とその抵抗手段につき

非武装抵抗は、外敵のある形態の攻撃に対し、主として民族防衛の手段として利用することが出来る。興味のあるのは、ロバーツ博士の意見によれば、非武装抵抗の役割が、長きに亘る暴力不使用の抵抗が攻者をして暴力利用より遠ざからしめ又は暴力の価値を低下させる上に、大いに役立つと信じている特別の価値観である。なお後者の研究の重要課題は、非武装抵抗の定義と、そのいろいろな暴力タイプとの交換作用であったことを付加えて置く。

又、非武装抵抗者の任務は、先ず第一に、攻撃側に難題を持込み、占領地の利用や支配を困難にし、かねて政治問題を引起すことである。利用する手段は大體二つに類別することが出来る。半ばは説得するための手段で例えば政治的煽動、嘆願、示威等である。他の部類に属するのは、非協力例えばストライキ、ボイコット、税不納同盟又は兵役拒否ならびに陰に陽に法律及び規則不服従等である。そして結局は、ある運動又は活動を妨げることを目的とする干渉例えばサボタージュである。

これ等の手段は丸ごと住民の協力を必要とする。ロバーツ博士の意見によれば、非武装抵抗は平和主義より明確に区分すべきものである。軍事作戦に参加しまたはその支持を忌避するのが平和主義である。非武装抵抗はそうではなく、自分達の社会が危険に傾けるのを認識した人たちの、選択的戦闘法を探し求める努力の一表現と見ることができる。

非武装抵抗は、物理的に侵略を阻止することは出来ない。その代りにそのスピードを遅らせ、または外の住民に抵抗が行われているという信号を与えることが出来る。人間又は物量を以て道路をブロックする試みを行い、道標を撤去し、またはこれを攻者の用語を以て皮肉な標言に書き替える手もある。

飛行場においては着陸路をブロックし、着陸燈を消すことが出来る。港においても同様に岸壁を使用不可能にすることが出来る。

この種行動の多くは、スウェーデンの防衛計画の中に入っている。だが非武装抵抗と関連するものは数少ない。

ラジオ、テレビおよび電話経由の連絡は、非武装抵抗を助けるために最も大切な手段である。これは全国土における大衆活動の編成と、国内外を通じて攻撃と抵抗に関する情報頒布を可能にする。スウェーデンの防衛軍の移動ラジオおよびスウェーデンラジオの戦備計画は、ここに説明した二つの機能を発揮するために、余り多くを期待することが出来ないだろう。

非武装抵抗実行には、二つの問題点がある。一つは組織、他の一つは規律の問題である。

無統制な抵抗は、暴動や経済混乱に退化し、特に組織上の不備は、抵抗をしばしば意味なきものに陥れ、必要としない場合にも解体不可能の状態に墮する恐れさえある。また組織が完備していても、しばしば特種のリスクを伴う場合があり、非武装抵抗の指揮統合を任務とする組織は、攻者に所在を秘匿することが必要である。とかく秘密主義に傾くこの活動の常として、一般民間人に忠誠を求めるのが困難という面がある。

非武装抵抗が今まで完全に遂行されたケースは一つもない。多くの場合敵から占領された後、必要手段として組織に手がけ、ある時期経過ののち活動期に入る。そして抵抗活動が軌道に乗る頃になると占領側の取締りが厳重化する。すなわち圧迫

やコントロールや処罰が厳格化し、住民が大規模に移住させられるような事態さえ生ずる。こうして非武装抵抗は崩壊し、多くの抵抗同調者は武装抵抗に走る。

ここで今まで論じたのは、軍事攻撃に対する非武装抵抗の活動である。しかし将来の軍事攻撃は単に軍事的手段のみを以て、非武装抵抗を抑圧するものとは考えられない。抑圧の技術は最近著しく進歩している。従って非武装抵抗を迅速に崩壊させるため、いろいろな手段を利用するものと予期しなければなるまい。

抵抗のため最も本質的なことは、抵抗者の目的意識である。この意識こそ抵抗者をして喜んで困難な状態において挺身させる原動力となるのである。以上のような関係から、特殊の問題が生れる。それは非武装抵抗と軍事抵抗との結合のあり方である。

(三) 非武装抵抗の用途と国際性

軍事防衛強化論者のアルバ・ミュルダールも、非武装抵抗は民族の独立意識の表現として評価している。古くはエレン・ケイもこの問題に触れている。しかし一部の人が云うように、もしもスウェーデンが軍事防衛を非武装抵抗システムに代えようとするならば、大きな道義的な問題を避けるわけにはいかない。一つは民族と周辺諸国の信頼の問題、一つはスカンジナビアをうかがう大国の問題である。スカンジナビアにおいてスウェーデンは、民族の独立自由と地域世界の安定勢力たることを、かねがね内外に宣伝しているが、その実力に対する内外の信頼を失うことになる。またスカンジナビアをうかがう大国に対しても、スウェーデンの尊厳を繋ぎ得なくなるであろう。

だが、軍事防衛の補助として非軍事抵抗の準備を持つことは、スウェーデン国民の徹底抗戦の象徴となり、スウェーデンの大きなプラスになるであろう。

次にロバーツ博士も指摘しているように、非武装抵抗に国際法上の整備を必要とすることは、第二次大戦がすでに証明している。デンマークにおけるナチスのユダヤ人不当圧迫を改めさせるには、ダビデの腕章を巻いたホーカン国王の反独抗議活動が国際的同情を呼んで、功を奏した。また数百人のユダヤ人のロシア経由東方脱出には、現在の東独に駐在していた日本領事が努力したのであっ

た。また不法拘禁の在独ノルウェー人デンマーク人の釈放は、スウェーデン国際赤十字副総裁フォルケ、ベルナドット伯の国際的活動によるもので

あった。これらは非武装抵抗に人道的見地から国際性を与える必要を示唆するものである。

〔講演会報告〕

今日のスウェーデン

ソェレン・ヘッグローツ氏

当スウェーデン社会研究所は松前国際友好財団と共催で、去る7月27日（金）午後四時より、スウェーデン国会議員（社会民主党）で、現在国会の外交および教育委員会のメンバーであるソェレン・ヘッグローツ氏（Mr. Sören Häggroth）による「今日のスウェーデン」と題する講演会を、東京・霞ヶ関ビル東海大学校友会館を会場として開催した。

とくに印象的であったことは、平和と中立の維持に関する国民の切なる願いで、中立国なるゆえに国境をおびやかす国に対しては断固たる態度をとることについては、完全に政治的・国民的合意が出来ていること、何事も討話、話し合いを重んじ、少数意見の尊重がなされるなど、デモクラシーの深化をみている今日のスウェーデンの政治の世界についての講演は、満場をうめつくした聴衆をすっかり魅了したことであった。

T・フセーン教授ご夫妻 歓迎午餐会

当研究所と関係の深い教育研究・改革の世界的指導者であるストックホルム大学名誉教授・スウェーデン王立科学アカデミー会員のT・フセーン博士ご夫妻（Prof. and Mrs. Torsten Husén）が同僚のI・ムンク博士（Dr. Ingrid Munck）を伴い9月4日来日された。

昨年に引続いてのご来日であるが、今回はシンガポールでのIEA（国際教育到達度評価学会）会議を主宰され、その後中国の学会の招きに応じ、講演、セミナー講師をつとめられての帰途の僅か1日のご滞在であったため、研究所としては午餐会を9月5日正午から東海クラブで開催し歓迎の意を表し、種々懇談も重ねた。とくに当面する我が国の教育改革については、積極的な意見を交換することを得、極めて有意義であった。

当初予定されていた中山素平臨教審副会長は初会合のため、井深大ソニー名誉会長は所用により欠席されたが、部外からはご友人の木田宏国立教育研究所長、永井道雄国連大学特別顧問、中根千枝東大教授の各氏、研究所側よりは松前重義会長、西村光夫理事長、藤牧新平常務理事、中嶋博常務理事が出席した。

<SIPニュース>

スウェーデンの被雇用者の76%は、労働時間の変化を望まず

此程労働省の要請で中央統計局が行なった調査によると、スウェーデンの被雇用者の51%は「現行の賃金で労働時間を短縮する」ほうが「より高い賃金をもらって労働時間が変わらない」よりよいと考えている。また、これと逆に「労働時間は変わらなくとも賃金が高い」ほうがよいと答えた人は全体の38%であった。なお、パートタイマーの場合、5人に1人以上が労働時間の伸長が望ましいという解答をよせている。

上記の質問で解答者の16%が、たとえそれが賃金カットにつながろうとも労働時間の短縮に関心があると答えたが、逆にそれに応じて賃金が上昇するなら労働時間の伸長を望むと解答した者は全体の8%であった。結果的に、被雇用者の76%は労働時間の変化を望んでいないことがわかった。

労働時間の短縮に関心があると答えた従業員数は男女同数であったが、労働時間の伸長に関心を抱く

女性従業員数——主にパートタイマー——は、男性のそれを大きく上回った。また、常勤のブルーカラー労働者は、ホワイトカラーに比して賃金カットを伴う労働時間の短縮に関心を抱いていない。全体的には、常勤被雇用者の20%が「労働時間の短縮に関心あり」という解答をよせた。なお、パートタイマーで「労働時間の伸長に関心あり」と答えた者は全体の22%であった。

労働時間の短縮に関心ありと答えた常勤者のうち、58%は「一週間の休日を増やす」という形がよいと考えており、30%は「一日の労働時間の短縮」という形がよいという解答をよせて来た。1983年度には男性従業員の1%、女性従業員の4%の労働時間が減少した。なお、労働時間の伸びた女性は女性従業員全体の6%であった。

政府、消費者サービスに関する新法案を提出

スウェーデンの司法省が此程、各種物品の保全・修理作業、保管といった消費者サービスに関する新法案を提出した。新法は、例えば家屋、車、船、その他財産の修理・保全並びに家具または毛皮の保管に関する保護を消費者に提供することを目的としており、1986年1月より実効の予定である。

同法案によれば、あらゆる消費者サービスは職業的な仕様でなされねばならず、しかも消費者のためにならねばならない。また、仕事をするために呼ばれた職人は、それが消費者にとってあまり得にならないと判断したなら、その旨を伝える義務がある。また、仕事の途中で特別な作業の必要のあることが明らかとなった場合は、まず消費者に相談せねばならない。さらに、仕事の価格に関して契約が取りかわされていない時、消費者は「適正価格」以上の額を支払う必要はない。

職人が消費者に概算を示したならば、後日それを15%以上上乗せすることはできない。原則として、消費者は職人が仕事に着手する前または後にそれを取りやめる絶対的権利を有する。ただし、仕事が始まり開始された後でそれをキャンセルする場合は、消費者は職人に対し今までの労賃を支払うかあるいはキャンセルによって生じる損失額分を償う義務を負うこととなる。また、もしも仕事の結果が適正なものでない時は、職人が無料でそれを修正するか、または職人の提示する最終的な請求額を下回る額を消費者が支払うことができる。なお、仕事のミスが決定的な種類に属する場合、消費者はいかなる契約も破棄することができ、結果的に支払いを一切拒否することができる。

スウェーデンの平均寿命——女性80歳、男性74歳

中央統計局の発表によると、過去5年間にスウェーデン国民の平均寿命は著しい伸長を記録した。1983年度に死亡した女性のメジアン寿命は79.6歳で、男性の場合それより6歳若い73.6歳であった。男性の寿命は1979年から1.1歳伸びたが女性の場合は0.9歳しか伸びなかった。ただし、スウェーデン女性は幼児期を含むあらゆる年齢層において男性より長生きであり、とりわけこの差が顕著なのが15~35歳にかけてである。

先の5か年間1974~78と比べ、あらゆる年齢層で男女とも死亡数の減少が認められたが、とりわけ5~15歳の間でこの傾向が目立った(30%の減少)。

他の北欧諸国と並んで、オランダ、日本、スウェーデンは、世界有数の長寿国である。なお、フィンランドを除くこれらの国々の女性の平均寿命は男性のそれを6歳程上回る(フィンランドの場合は8歳)。

スウェーデンの幼児死亡率は世界最低であり、現在では1歳前に死亡する子供は1,000人につきわずか7人である。幼児死亡率は1980年まで堅実に減少し、それ以来安定している。

スウェーデン政府、人工授精に関する新法案を提出

スウェーデン政府は此程国会に人工授精によって生まれた子供の父親の法的役割を律し、また人工授精の許される状況を規制する新法案を提出した。

同法律の骨子以下のとおり。

一、人工授精で生まれ母親の配偶者の事前の同意書を有する子供は、自然に認知された子供と同じ法律上の地位を与えられる。すなわち、母親の配偶者が子供の法律上の父親と見なされる。その際両親が法的に結婚している必要はないが、実際に夫婦生活を営んでいくという申し合せの元に同棲してい

ることが要件である。

一、女性の配偶者以外の男性の精子をもらって人工授精を行なう場合、婦人科医の監督のもとに必ず病院で行わねばならない。

一、適正な精子提供者の選択は主治医に一任せねばならない。また、提供者の特性や特質に関する特定の要望は考慮に入れられるべきでない。

一、人工授精で生まれた子供は適当な時期に両親からその事実を知らされるべきであり、また十分に成長したあかつきにはその生物学上の父親が誰だか知らされる権利を有する。

(註) 同法案には特定の年齢制限は記されていないが、一般的に子供が十代後半に達するまでは教えるべきでなく、その他の場合この件に関する一切の情報が秘匿されるべきだといった内容である。

政府は新法案の1985年度1月1日からの実効を提言している。

経済動向調査——スウェーデンの産業活動、継続的に上向き

国立経済研究所の中期経済動向調査によると、スウェーデンの産業活動は1984年度第2半期においてもおとろえを見せず、これで1年以上にわたり上昇傾向が続いている。資源利用は大幅に増大し前回のピーク(1979—80)と同程度の高水準を保ってはいるものの、未だ「急速な増加」boomと呼ぶまでには至っていない。

第1四半期に海外からの新受注が著しい成長を示したのに続き、第2四半期には国内市場からの受注も上向いたため、企業は全般的にはその総受注量を満足すべきものとして受けとめている。なお、これは企業の受注残の規模の査定にも反映されている。大半の産業部門で受注の増大が見られたが、最もこの傾向が顕著であったのはパルプ・製紙工業、金属製造及び機械技術工業であった。

製品在庫が減ったのと同時に第2四半期には生産が大幅に増大した。ただし、未だその在庫が多すぎると考えている企業が多い。

企業は第3四半期においても新受注の継続的な増加——とりわけ輸出市場からの——を見込んでいる。その計画は増産傾向を指し示しており、年末に向けて上向きに調整されている。すなわち、企業の生産計画は明らかに拡張的の見なすべきであろう。しかし、こういった事実にもかかわらず、雇用はほとんど変化しないものと見込まれている——ブルーカラー労働者の増加なく、ホワイトカラー労働者にわずかな増加傾向——。

「福祉社会」を再考するゼミナールへのお誘い

明治大学政経学部岡野研究室では、かねてから「福祉社会」を再考するゼミナールを開催され、すでに4回の研究会が行われ、貴重な研究発表および真摯な討議を重ねてこられている。

当スウェーデン社会研究所会員で関心をお持ちの方の参加を大いに歓迎するとのお招きを受けており、ここにお知らせする次第である。

今回は10月19日(金)および11月30日(金)が予定されている。

詳細については、

東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学政経学部 岡野研究室

TEL 03(296)2141へ。